

【別紙1】参加者リスト

低炭素社会実行計画参加者リスト

日本鋳業協会

企業名	事業所名	業種分類	CO2算定排出量※
三菱マテリアル(株)	直島製錬所	14	218,840(t-CO2)
小名浜製錬(株)	小名浜製錬所	14	297,271(t-CO2)
細倉金属鋳業(株)		15	27,004(t-CO2)
パンパシフィック・カッパー(株)	佐賀関製錬所	14	286,000(t-CO2)
	日立精銅工場	14	33,000(t-CO2)
日比共同製錬(株)	玉野製錬所	14	277,000(t-CO2)
三井金属鋳業(株)	竹原製錬所	15	29,150(t-CO2)
彦島製錬(株)		16	221,661(t-CO2)
八戸製錬(株)	八戸製錬所	15,16	411,852(t-CO2)
神岡鋳業(株)		15,16	137,117(t-CO2)
小坂製錬(株)	小坂製錬所	14,15	133,350(t-CO2)
秋田製錬(株)	飯島製錬所	16	486,545(t-CO2)
住友金属鋳山(株)	東予工場	14	391,381(t-CO2)
	東予工場精銅課	14	53,393(t-CO2)
	播磨事業所	16	248,128(t-CO2)
	ニッケル工場		219,557(t-CO2)
(株)四阪製錬所		16	80,718(t-CO2)
(株)日向製錬所		13	714,345(t-CO2)
東邦亜鉛(株)	安中製錬所	16	290,000(t-CO2)
	契島製錬所	15	113,000(t-CO2)
日本冶金工業(株)	大江山製造所	13	156,659(t-CO2)

○注意点

・計画参加企業名及び業種分類について記載。
 ※以下の事業者・事業所については、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法、平成10年法律第117号)の規定により、行政に報告した「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」の算定排出量を記載。
 ①全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者(省エネ法の特定事業者)
 ②原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所(省エネ法のエネルギー管理指定工場等)
 ※温対法の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、非開示とされた事業所においてはCO2算定排出量の記載は不要。
 ※原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年未満の事業所については、事業所名を含め記載不要。

○業界分類

(1)パルプ (2)紙 (3)板紙 (4)石油化学製品
 (5)アンモニア及びアンモニア誘導品 (6)ソーダ工業品 (7)化学繊維
 (8)石油製品(グリースを除く) (9)セメント (10)板硝子 (11)石灰
 (12)ガラス製品 (13)鉄鋼 (14)銅 (15)鉛 (16)亜鉛
 (17)アルミニウム (18)アルミニウム二次地金 (19)土木建設機械
 (20)金属工作機械及び金属加工機械 (21)電子部品 (22)電子管・半導体素子・集積回路
 (23)電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置 (24)自動車及び部品(二輪自動車を含む)
 (25)その他